

題名改正〔平成20年例規(警)57号〕

〔沿革〕 平成11年3月24日例規(警)第12号 平成12年4月25日例規(警)第18号
平成14年4月1日例規(警)第40号 平成16年3月30日例規(警)第21号
平成17年3月31日例規(警)第22号 平成18年3月20日例規(警)第10号
平成20年6月27日例規(警)第57号 平成22年3月31日例規(警)第12号
平成23年3月28日例規(警)第9号 平成24年4月9日例規(警)第19号
平成30年3月30日例規(警)第7号 令和2年1月23日例規(警)第1号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を次のとおり定め、平成8年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。
別添

千葉県警察被害者支援推進委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、千葉県警察犯罪被害者支援推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会

1 設置

犯罪被害者支援の効果的な推進を図るため、県本部に、委員会を置く。

2 任務

委員会は、「千葉県警察犯罪被害者支援基本計画」に示す施策について、必要に応じて推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進に係る所要の調整を行うことを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	本部長
副委員長	警務部長
委員	総務部長
	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	組織犯罪対策本部長
	警察学校長
	その他委員長が指名する者

4 運営

- (1) 委員長は、必要の都度委員会を招集し、会議を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (4) 前記(1)から(3)までに定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第3 幹事会

1 委員会に、犯罪被害者支援幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会を補佐すること。
- (2) 犯罪被害者支援に関し、各部の連絡、調整を行うこと。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	警務部長
副幹事長	警務部参事官
幹事	総務課長
	警務課長
	生活安全総務課長
	地域課長
	刑事総務課長
	組織犯罪対策課長
	交通総務課長
	公安第一課長
	警察学校副校長
	その他幹事長が指名する者

- 4 幹事長は、特命事項を犯罪被害者支援作業部会（以下「作業部会」という。）に処理させることができる。
- 5 幹事会の運営は、委員会の運営の規定を準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 6 幹事長は、幹事会の結果を委員会に報告するものとする。

第4 作業部会

- 1 幹事会に、作業部会を置く。
- 2 作業部会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 幹事会を補佐すること。
 - (2) 各施策の具体的な推進方策を企画すること。
 - (3) 幹事会からの特命事項を処理すること。
- 3 作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

作業部会長	警務部参事官
副作業部会長	警務課犯罪被害者支援室長
作業部会員	総務課課長補佐
	警務課課長補佐
	生活安全総務課課長補佐
	地域課課長補佐
	刑事総務課課長補佐
	組織犯罪対策課課長補佐
	交通総務課課長補佐
	公安第一課課長補佐
	警察学校課長
	その他作業部会長が指名する者

- 4 作業部会の運営については、委員会の運営の規定を準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「作業部会長」と、「委員会」とあるのは「作業部会」と、「副委員長」とあるのは「副作業部会長」と、「委員」とあるのは「作業部会員」と読み替えるものとする。
- 5 作業部会長は、作業部会の結果を幹事会に報告するものとする。

第5 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、警務課犯罪被害者支援室において行う。